

1)重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価方法…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法… 移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用。

・無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいている。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の負債については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

・賞与引当金

従業員賞与(使用人兼務取締役の使用人分を含む)の支給に充てるため、期末直前支給額を基準とした見積額を計上している。

・退職給付引当金

従業員の退職金及び役員退職慰労金の支給に充てるため、従業員分については期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。また、役員分については内規に基づき計算された金額の全額を計上している。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっている。

6. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品等の販売に係る収益について、商品等の販売は主に合成樹脂製品の販売である。これらの商品等の販売は、引き渡し時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

なお、出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識している。

2) 会計方針の変更に関する注記

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については売上高より控除している。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不可実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を引取価格に含めることとした。この結果、当事業年度の売上高は5,500,906円、販売費及び一般管理費は5,104,133円、営業外費用は396,773円それぞれ減少し、営業利益は396,773円減少している。

3) 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、1)重要な会計方針に係る事項に関する注記6.収益及び費用の計上基準に記載の通りである。

以上